

第3回札幌市公金保全対策会議 概要

日時：平成14年11月22日（金）10：30～12：00

場所：市役所本庁舎10階 市長会議室

1 報告事項

【事務局報告】

歳計現金については、資金計画の精緻化や会計間の資金融通を進めるとともに、7月中旬からは、現先取引や定期預金並み利率が得られる特約付普通預金による運用を開始。

基金については、債券運用への変更を逐次行っている。

制度融資の預託金については、定期預金から普通預金へ切り替えた。余剰資金縮減の観点から、10月には初めて年度途中での一部預託金の引き上げを実施した。

相殺のための地方債借入については、現在まで、18,538百万円の借入を行った。金融機関側の協力を得るため、期間（10年、5年）や利率（固定・変動）の異なる3つの選択肢を用意した。

借入を進めた結果、未保全額は前回会議で示した800億円から614億円へ減少した。

銀行、証券会社、格付会社の協力を得て、金融知識を得るための研修を3回実施。

2 検討事項

【事務局説明】

預金保険法改正案の内容として、全面解禁の2年延期と決済用預金の創設が明らかとなった。決済用預金については、政令で除外される預金が予定されており、一部不明な点はあるが、現段階で、想定される対策の選択肢を整理した。

銀行の経営指標等について、平成12年度決算と13年度決算とを整理した。また、主要金融機関の株価については、会計室で毎日確認している。

金融機関の経営状況の把握方法、危機管理フローについては、今回の預金保険法改正の動きを受けて、再検討する必要があるため、次回までに整理したい。

歳計現金については、決済用預金の活用による全額保全の可能性はあるが、制度融資の預託金については、決済用預金が活用できるか現段階では不明であり、地方債の借入を進めていくこととする。ただし、全面解禁が2年延期となり、対策に時間的余裕が生じたことから、平成14年度借入については、本市にとって確実に有利な条件の範囲内で借入を行うことを検討している。

なお、制度融資の預託金については、平成15年度も引き続き全額普通預金を活用したい。

預金保険法改正案が成立した場合には、資金管理方針についても、修正する必要があることから、次回までに修正案を作成したい。

【委員意見等】

- ・ 現時点では、流動性預金への移行などの対策がとられているので、公金預金が失われることはない。全面解禁後においても、新たに創設される決済用預金の活用と相殺措置により、損失が生じないように、対策を講じる必要がある。
- ・ 民間企業の場合には、自ら定めたルールの下に行動することが可能であるが、公的な部門の場合には、風評被害についても、配慮せざるを得ない場合も考えられることから、その点を含めて、説明責任を果たせるような状況にしておかなければならない。
- ・ 保全策をどの程度真剣に行ってきたかが大切である。金融機関の担当者は、自らに不利な情報を話すことはないと思われるので、公表されている情報を把握していくしかなく、このことをきちんと行っていれば、法的な責任を問われることはおそくないだろう。
- ・ 経営指標は、過去の数字であり、安全性の判断をあまりこれらに頼りすぎるのは注意が必要である。マーケットの見方が反映する意味で、株価が一つの判断材料になると思われる。
- ・ 現在、不良債権が少ない金融機関の中には、国債で運用を行っているところが多々あり、金利が上昇した場合には、その評価損が経営に悪影響を与えることにもなる。金融機関の分析は、環境が変わったときのリスクも含めて検討しておく必要があり、その意味では、「預証率」について、見ていく必要がある。
- ・ 善管注意義務を果たしていたことが大切であり、また、それらを果たしていたことを証明できる記録、形跡をきちんと残しておく必要があるのではないか。

以 上